

# 經濟論叢

第118卷 第3・4号

---

哀 辞

故石川興二名誉教授遺影および略歴

国家独占資本主義論争における国家と社会……………池 上 惇 1

合衆国の大規模農場経営の位置と

その階級的性格(3)……………中 野 一 新 18

「プロシア型」農業進化の構造・序論……………加 藤 房 雄 48

利潤の内部留保，新株発行を含む

マクロ分配理論……………加 納 正 雄 70

アダム・スミスの国家論……………中 谷 武 雄 83

差額地代論における資本主義的土地所有の形成……………梅 垣 邦 胤 106

追 憶 文

師を憶う……………出 口 勇 蔵 124

故石川興二 名誉教授 著作目録

---

昭和51年9・10月

京都大學經濟學會

## 差額地代論における資本主義的 土地所有の形成

——宇野弘蔵氏の土地所有論の検討(1)——

梅 垣 邦 胤

### は じ め に

今までのマルクス経済学の研究史では、資本主義における土地所有についての理論(土地所有論)に関係するものとして、ほぼ二つの領域がある。その一つはプラン研究であり他の一つは地代論研究である。例えばプラン研究をとってみよう。それはマルクスの経済学批判体系プランの前半部分である資本・土地所有・賃労働と『資本論』との関係を問うものであった。またプラン後半部分である国家・外国貿易・世界市場が、『資本論』の延長線上に展開できるかできないかを問うものであった。したがってプラン研究において特にプラン前半部分と『資本論』との関係を考察する所では、土地所有が『資本論』に含まれているかいないかという問題があり、土地所有論にかかわってくる内容を含んでいた。

また地代論研究は、『資本論』地代篇における「虚偽の社会的価値」の内実、差額地代第二形態におけるマルクス表とエンゲルス表の「矛盾」、絶対地代論における地代の価値実体の有無等をめぐる研究と論争が行なわれた。したがって地代論という側面で土地所有論にかかわる内容を含んでいたと言えよう。

本稿でその一部をとりあげる宇野弘蔵氏の土地所有論は、プランおよび地代に関する氏自身の理解に立脚して展開されたものである。それは簡単に言えば『資本論』を原理論として再構成すれば、土地所有は原理論における地代論で展開される、というものである。

ところで本稿の限界は次の二点である。第一。本稿は、宇野氏の土地所有論の全体ではなく、その第一段階にあたる「差額地代における資本主義的土地所有の形成」論に限って検討したものである。第二。土地所有論の本米の課題は、マルクスが土地所有について関説している所をとりあげ再構成することである。しかし本稿では、マルクス土地所有論については全く触れていない。

この二つの限界をおさえた上で本題に入る。その順序は以下である。

I ではまず宇野氏の土地所有論の枠組みをおさえる。II ではその枠組みの一部である氏の「差額地代における資本家的土地所有の形成」論をとりあげ検討する。III では氏の土地所有論の基本的性格を簡単にまとめる。

## I 宇野氏の土地所有論の枠組み

宇野氏の土地所有論の枠組みを要約して述べればほぼ以下の五点である。

第一。マルクスは資本主義において土地所有は寄生階級であるとしてもっぱら資本主義の外部にしていた。このようにマルクスの土地所有論を特徴づけた上で、それに対する批判的意図をこめて氏自身の土地所有規定を行う。すなわち資本主義における土地所有は資本主義と内的な連関をもったものである、と。

「マルクスはなんか土地所有者を外へ置いているんじゃないかな。それは……寄生階級として当然といえようが土地の私有制自身は資本主義と非常に密接な関係を持っている。」<sup>1)</sup>

マルクスは土地所有を資本主義にとって外的なものとしている、と論定しそれを批判するという意図でもって土地所有は資本主義と内的連関をもっていると主張する。マルクス（但し、宇野氏が理解したマルクス）と裏腹の内容をもった土地所有論。それが氏の土地所有論の第一の特徴である。

第二。氏の原理論の一部に土地所有論は属する。他方原始的蓄積論は原理論には含まれない。「(資本論の) “原始的蓄積” の章自身がすでに原理論として

1) 宇野弘蔵『資本論五十年(下)』法政大学出版局、1973年、973ページ。

の体系の外に出るものである。」<sup>2)</sup>ところが氏は原蓄期において土地所有は成立しており、それも資本主義と連関をもったものとして成立していると言う。すなわち次のように言う。資本主義はその形成の条件として労働力の商品化を前提しなければならない。原蓄期に土地所有が成立することにより、生産者は土地から分離し労働力は商品となる。したがって、資本主義の不可欠の前提として労働力を商品に転化する土地所有というものが、原蓄期に成立しなければならない。

「資本主義は土地なしにはできない。土地と直接の生産者とを分離するところに労働力の商品化の基礎が与えられ、それによって資本主義が出現する。土地所有は資本主義にとっては外的なものでありながら、これなくしては成立しない。」<sup>3)</sup>

宇野氏は、一方では原蓄論は原理論に含まれないとしながら他方では原蓄期における土地所有の成立を説き原蓄論に属する分析を加えており少々分かりにくい。しかし氏の言わんとすることは次のようである。原蓄論で土地の私有体制自体は論証されている。したがって原理論で土地所有論を説く際には土地所有の成立についてはすでに前提されている。

原始的蓄積期における土地所有の成立。したがって原理論における土地所有の前提。これが氏の土地所有論の第二の特徴である。

第三。地代論では、この原理論にとって前提された土地所有が資本主義的土地所有に転化する過程が示される。すなわち、氏の土地所有論は『資本論』の原理論的再構成の一部をなす宇野地代論に結びついて展開される。そして差額地代・差額地代第二形態および絶対地代という地代論の順次的展開が資本主義的土地所有論の三つの段階となる。

- ① 差額地代＝資本主義的土地所有の形成＝土地所有論の第一段階。
- ② 差額地代第二形態＝資本主義的土地所有と資本との関係＝第二段階。
- ③ 絶対地代＝資本主義的土地所有形態の確立＝第三段階。

2) 宇野弘蔵『経済学方法論』東京大学出版会、1962年、36ページ。

3) 宇野弘蔵篇、『資本論研究V 利子・地代』筑摩書房、1968年、421-22ページ。

土地所有論を、地代論の枠内で地代論に立脚して地代の三形態分析を通じて構成すること。それが氏の土地所有論の第三の特徴である。(引証は第四とあわせて行う。)

第四。地代論に立脚した土地所有論において、土地所有は資本主義に適合したものであり、商品経済的合理性をもったものであることが示される。土地所有が資本主義と関連をもっていることはすでに原蓄論において示された。しかしそれは第一次的なものであり、原理論の前提領域における立論であった。原理論の地代論で土地所有が資本主義に適合したものであることの本格的な論証が行なわれる。土地所有を資本主義に商品経済的合理性をもって適合している、と論定すること。それが氏の土地所有論の第四の特徴である。

第三と第四の特徴についての引証は以下。

「土地所有形態が変わるということはやっぱり地代の問題になってきている。」<sup>4)</sup>

「マルクスのいわゆる差額地代第一形態から第二形態へ、さらに絶対地代への展開は資本家的土地所有関係の確立過程を純粹の形で理論的に表現するものに過ぎない。いい換えれば商品経済が一社会を資本主義社会として全面的に支配してゆく過程が、商品経済という面に即して展開されるのである。」<sup>5)</sup>

第五。原理論にとって前提的領域である原蓄論において労働力商品化の不可欠の条件として土地所有の成立を説き、原理論の一部である地代論において土地所有の資本主義的土地所有への転化過程を説いてきた宇野土地所有論の帰結は、資本主義的土地所有の商品化である。

「土地の商品化は、労働力の商品化と対応する、資本主義社会に特殊な現象といつてよいのである。」<sup>6)</sup>

労働力の商品化に対応する位置で資本主義的土地所有の商品化を帰結すること。それが氏の土地所有論の第五の特徴である。

以上第一から第五まで五つの特徴をもつ宇野氏の土地所有論において、主要

4) 前出『資本論五十年(下)』976ページ。

5) 宇野弘蔵『恐慌論』岩波書店、1953年、19ページ。

6) 宇野弘蔵『経済原論(下)』岩波書店、1952年、149ページ。(『旧原論』と略称することもある。)

なものは言うまでもなく氏が地代論に立脚して展開した資本家的土地所有の形成論である。

本稿では、以下とりあえずその第一段階にあたる「差額地代における資本主義的土地所有の形成」理論を検討する。

## II 差額地代における資本主義的土地所有の形成

IIにおける対象は、宇野氏が差額地代論にもとづいて、土地所有が資本主義的土地所有として設定される必然性を論証したところである。

ところで検討に入るにあたり前もって留意すべきことがある。宇野氏は、主要には『資本論』地代篇(三卷六篇)の第三十八章、差額地代、総論、に対する氏特有の研究にもとづき、氏自身の地代論をまず呈示する。その上でその氏自身の地代論に結びつけて資本主義的土地所有の成立を論証する。つまり宇野氏は地代と土地所有を区別した上で地代論に服属させて土地所有論を説いている。したがって氏の土地所有論を検討するにあたっては、地代論と土地所有論の二つを検討しなければならない。以上が留意すべきことである。そこで無用の混乱を避けるためIIでは対象を氏の差額地代論にしぼることにする。そしてそれを次の順序で検討する。1では、あらかじめ『資本論』の総論(38章)に素材を求めて差額地代論を考察し、その上で2では宇野氏の差額地代論をとりあげ、最後に3では1, 2を比較することにより氏の差額地代論の基本的性格を明らかにする。

### 1 差額地代論——落流地代分析——

ここでは宇野氏と同じく『資本論』三卷六篇、第三十八章、差額地代、総論(以下「総論」と略称する)を素材にして差額地代論を考察する。しかし前もって資本主義における地代の性格について見ておく必要がある。宇野氏にあっては——後に見るように——他の社会構成体における地代とは区別されたものとしての資本主義における地代の特徴を明らかにするという視角は全く見られない。その意味でも触れておく必要がある。

資本制生産様式を法則的に把握するにあたっての前提(対象)は、資本が工業・農業を問わず生産の排他的支配権を握っていることである。したがってそこでは資本および労働が自由に部門間を移動し、いわゆる平均利潤法則が作用している。資本は社会が生産した全剰余価値を総資本中に占める自からの資本の比率に応じて受けとるという体制は確立している。地代はこの体制の上に生じる。地代は、土地所有・資本・賃労働関係によって生産が行なわれている部分での土地所有者の取得分である。しかしそこでも資本は平均利潤を取得することが第一の条件である。このように見てくれば、資本主義における地代の性格は次のようになる。すなわち地代は資本主義においては、平均利潤をこえる超過分(超過利潤)に制限されざるをえない。平均利潤をこえる超過分に制限された地代が資本主義における地代である。

それでは、この地代は、超過利潤としてはいかにして、何故生じるのか、また超過利潤が地代に転化する条件は何か。地代論の課題はさしあたりこれらの疑問を解明することである。「総論」に帰ろう。「総論」では一つの例示によって差額地代が分析されている。本稿でもその例示にしたがって考察を進める。例示——ある商品を生産するにあたり大多数の資本は蒸気力で生産をする。そして蒸気力利用資本が生産価格を一般的に規制する。他方少数の資本は落流を用いて生産をする。そして落流利用資本の個別的生産価格は一般的生産価格以下の水準である。

そこで落流利用資本にいかにして、また何故超過利潤が取得されるか、そして超過利潤が地代に転化する条件は何か、を問題とする。

落流利用資本にいかにして超過利潤が生じるか——例示からすでに明らかにように落流利用資本は、一般的生産価格以下の水準で個別的生産価格を設定し、両者の差額として超過利潤を得る。したがって超過利潤は、規制的生産価格の成立が、それ以下の水準で個別的生産価格を設定した資本に対しても価格規制を行った結果として生じる。

「水力で運転される工場での費用価格は、100ではなくたった90だと仮定しよう。

これらの商品の大量の市場規制的生産価格は15%の利潤を含めて115だから、自分の機械を水力で運転する工場主たちも、やはり115で売るであろう。すなわち市場価格を調節する平均価格で売るであろう。したがって彼らの利潤は15ではなく25になるであろう。規制的生産価格は、彼らに10%の超過利潤をあげることを許すであろう。』<sup>7)</sup>  
 (傍点引用者)

一般的生産価格の成立、したがって先に述べた資本による生産の排他的支配の成立が、より低い水準で個別的生産価格を設定した資本の手に超過利潤を与える。

それでは何故超過利潤が生じるのか。いいかえれば落流利用資本のより高い生産力の内容は何か。それを次に見よう。

超過利潤は何故生じるのか——それはさしあたり「落流の自然力」としてもよい。しかし単に「落流の自然力」としただけでは、その自然力の性質も、資本のより高い生産力との関連も分からない。

まず「落流の自然力」の性質について見よう。自然力といえば、一つには資本の下への労働者の集団的結集(協業と分業)による「労働の社会的自然力」もある。また蒸気力のようにどの資本も充用できる自然力もある。しかし「落流の自然力」はそのようなものではない。それは「落流」というものを想起すれば明らかなように「局地的に存在し」したがって落流を用いて生産する資本に「独占されうる自然力」である。これが「落流の自然力」の性質である。それは落流のこの独占されうる自然力が資本のより高い生産力とどのように関連してくるのか。今までは単に自然力の性格を述べたにすぎない。資本との関係はどうなのか。それが問題である。それは資本が、制限された自然力という落流の自然的条件に依拠して、その土地を占有し資本の生産力に転化することによってである。資本は、資本にとって与えられたものであり資本自身つくりだ

7) Karl Marx, *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie*, Dritter Band. Dietz Verlag Berlin, 1964年, S. 654, 邦訳『資本論』⑤大月書店, 1968年, 827ページ。(以下『資本論』原 S. O, 邦訳〇ページという形式で示す。)

せない「落流の自然力」を、土地の占有を媒介にして資本の生産力に転化し、より高い生産力を獲得する。

「この自然力の占有 (Der Besitz) は、その占有者の手に一つの独占を、資本そのものの生産過程によってはつくりだせない投下資本の高い生産力の一条件 (eine Bedingung hoher Produktivkraft des angelegten Kapitals) を形成する。」<sup>8)</sup>

落流利用資本が生産価格以下の水準で個別的生産価格を設定し、超過利潤を取得するのは、制限された自然力を資本が占有して資本の生産力に転化することによる。

『資本論』の差額地代論において「総論」を除けば以上のことは触れていない。しかし農業部面で種々の豊度をもった土地自然力を資本が占有し、超過利潤(差額地代)を析出する場合でも、落流利用資本について加えた以上の分析は妥当性をもつ<sup>9)</sup>。

それではこの超過利潤はいかにして地代に転化するか。

超過利潤が地代に転化する条件——以上の分析から明らかなように、資本による土地経営だけを想定する場合には、超過利潤が地代に転化する条件は何もない。超過利潤は超過利潤としてとどまり資本が取得する。

「この超過利潤は、土地所有が存在しなくても、たとえば落流の属する土地が工場主によって無主の土地として利用されとしても、やはり存在するであろう。」<sup>10)</sup>

とすれば超過利潤が地代に転化するのは、資本が土地を経営する前提として土地所有が存在し、資本に地代支払いを要請することによる。つまり資本主義的土地経営が土地所有・資本・賃労働関係によって行なわれていることによる。

「いま落流が、その属する土地とともに、……土地所有者とみなされる主体の手にあるものと考えてみれば……超過利潤は地代に転化する。」<sup>11)</sup>

8) 同上、原 S. 658, 邦訳832ページ。

9) 井上周八氏も「落流差額地代と農耕差額地代との基本的性格は本質的には同一である。」としている。(井上周八『地代の理論』理論社、1963年、159ページ。)なお具体的論証は他の機会にゆずる。

10) 前出『資本論』原 S. 660, 邦訳835ページ。

11) 同上、原 SS. 658-59, 邦訳833ページ。

差額地代論の枢要の課題は、その意味では、平均利潤をこえる超過利潤が析出される機構を明らかにすることである。土地経営における超過利潤が法則として解明されるならば、あとは土地所有を登場させるだけで、資本主義における地代の一形態である差額地代は、資本主義の一法則として説明されたことになる。

以上の分析を最後に要約して示そう。

資本主義における地代の性格——資本主義においては、資本が生産の排他的支配権を握り、平均利潤法則がはたらいている。したがって地代は平均利潤をこえる超過分(超過利潤)に制限される。詳しい論証は、後の「マルクス土地所有論」をとりあげるところにゆずるが、『資本論』地代篇(三卷六篇)の表題が「超過利潤の地代への転化」となっているのも、地代が平均利潤をこえる超過分(超過利潤)であることを示していると思われる。

超過利潤はいかにして生じるか——落流利用資本の個別的生産価格が、それより高い水準にある一般的生産価格によって規制され、その両者(一般的生産価格とそれ以下の個別的生産価格)の差額として生じる。

超過利潤は何故生じるか——資本が、制限された自然力を、土地占有を媒介にして資本の生産力に転化し、より高い資本の生産力を獲得することによってである。

超過利潤が地代に転化する条件は何か——資本主義的土地経営が土地所有・資本・賃労働関係によって行なわれ、土地所有者が資本家に地代支払いを要請することによる。

以上の差額地代論における諸論点をあらかじめ念頭においた上で、宇野氏の差額地代論による資本主義的土地所有の形成理論を見る。そこでは、宇野氏は、この同じ「総論」をどのように再構成しているかを見るのが課題である。

## 2 宇野氏の差額地代論＝資本主義的土地所有の形成論

すでに、氏の土地所有論の枠組みをみた所(I)で述べたように、宇野氏の土地所有論は、地代論の枠内で地代論に立脚して構成されている。差額地代論

は、氏の土地所有論の第一段階である。土地所有は原理論では前提されていたのであるが、第一段階では前提された土地所有が差額地代論を土台にして資本主義的土地所有に転化する必然性が論証されるはずである。差額地代論は、宇野氏にあっては、資本主義的土地所有が創出される土台という位置にある。したがってもし氏の差額地代論に疑問の余地がなければ資本主義的土地所有は無事に成立することになる。もし差額地代論が誤っておれば、資本主義的土地所有は依って立つべき土台を失い、原理論という舞台に登場することは不可能となる。氏の差額地代論を土地所有論の前に検討するのは以上の理由による。

ところで前もって言えば、宇野氏の差額地代論は、1と同じく「総論」に依ったものでありながらその分析内容は全く異なったものとなっている。またその展開の仕方も、超過利潤の規定がそのまま地代への転化の理論となっており、また平均利潤法則も資本主義における地代の性格を示す前提という位置ではなく、逆に地代によって平均利潤法則が作用するといった意味でくみ込まれている。そこで2では、まずこの宇野氏の差額地代論を再現することに主要な目的をおくことにする。

資本主義的土地経営における超過利潤について、宇野氏はいかなる分析を加えているか。まずそれを見よう。氏によれば土地経営においては、超過利潤は次の二つの理由によって生じる。その理由の一つは、土地自然は制限されており資本が自由に利用できないから生じる、というものである。理由の第二は、資本の生産力と土地自然の生産力とを対立的につかんだ上で、土地経営における超過利潤は土地自然の生産力の結果である、というものである。

そして——これが宇野氏の差額地代論の一つの特徴なのであるが——以上のように超過利潤をおさえた上で、超過利潤は土地自然が制限されており資本が自由に利用できずまた資本の生産力ではなく土地の自然力によるものであるから、土地経営における超過利潤はもともと資本が取得できず地代に転化せざるをえないものであるとする。氏の超過利潤論は同時に超過利潤の地代への転化の理論を氏に与えている。地代という視点から見直すならば氏にあっては、地

代は資本が資本の方の論理として資本のものとする事ができないから生じるのである。

a 土地自然の制限性について。資本が自由に利用できないという点について。

「自然によって与えられた土地が生産手段として役立つ場合、種々異った程度の生産力の条件となるにしても、それが制限されていて自由に利用し得られないとすれば、資本はそれがために生ずる超過利潤を自ら処理する原理を有さないことになる。」<sup>12)</sup>  
(傍点引用者)

b 資本によってではなく、自然によって得られた超過利潤であるという点について。

「資本によって、したがってまた労働によって得られる超過利潤が資本家的生産方法の発展の動力となるのに反して、自然によって得られる超過利潤は地代としていわば資本家的生産方法の枠の外にはみ出されざるを得ない。」<sup>13)</sup> (傍点引用者)

c 地代転化の必然性をより明確に記しているところ。

「制限せられた自然力が労働の生産力の増進に特殊の影響を及ぼし、しかもかかる相対的影響が生産方法の発展によって解消し得ない限り、資本自らこれを処理し得ないのであって、土地所有者への地代に転化せざるを得ない……。」<sup>14)</sup>

ここまでの氏の立論において、すでにいくつかの特徴があらわれている。氏は、土地の制限性をそのまま超過利潤の条件とする。氏は、資本の生産力と区別して土地自然の生産力をつかみ超過利潤のもう一つの条件とする<sup>15)</sup>。また氏は、超過利潤は資本の原理によって地代に転化する、つまり土地所有による地代支払い要請がなくても地代は生じる、とする。これらの特徴である。

12) 前出『経済原論(下)』145ページ。

13) 同上、160ページ。

14) 同上、160ページ。

15) 宇野氏が、自然力による超過利潤としたのは地代論争の一つである「虚偽の社会的価値」論争における氏の立場をあらわしている。すなわち、この超過利潤論を論拠として、氏は差額地代は価値実体をもたないとした。しかし本稿では地代論が直接の対象ではないので、論争にかかわるものはこれ以上の言及をしない。

以上が氏の超過利潤論およびその地代への転化理論である。次に氏は、以上の論点の上に立って新たに平均利潤法則をとりあげて、以上の論点は農業においても平均利潤法則が成立する条件である、とする。すなわち農業土地経営においては「超過利潤」プラス「平均利潤」が生じる。ところが超過利潤は資本の外部に排出せざるをえないものであり、資本には平均利潤だけが残る。それが農業土地経営における平均利潤法則の成立である。

この論理は見直すならば、明らかに氏の平均利潤法則の特徴があらわれている。氏にあっては平均利潤法則は、資本は平均利潤に資本の取得分を制限する、と理解されている。そしてもしそうであるならば、氏の理論は超過利潤が地代に転化する必然性を説いた先の立論を客観的に補強する役割を果たしている。すなわち、資本は平均利潤しか取得できない。ところが農業土地経営においては「超過利潤」プラス「平均利潤」が生じる。故に資本は超過利潤を地代に転化せざるをえない、と。氏の平均利潤論にひそむこのような内容をあらかじめ指摘して引証に入る。

超過利潤の地代への転化と平均利潤法則を独特の手法によって関連づけた氏の立論はさまざまな著作でくり返しあらわれている。

『原論』で。

「超過利潤を地代に転化し、土地所有者に譲渡することによって、資本自身の間にはその原理を通すのである。」<sup>16)</sup>

『経済学方法論』で。

「地代は、この利潤率均等化の法則の、いわば消極的条件をなすものである。」<sup>17)</sup>また「超過利潤の地代化」は、いわゆる差額地代として生産価格成立の条件をなすものである。」<sup>18)</sup>

『新原論』で。

「同一額の資本が投ぜられて異った生産額を生ずる種々なる土地が利用せられる限

16) 前出『経済原論(下)』170ページ。

17) 前出『経済学方法論』157ページ。

18) 同上、316ページ。

り、資本はその超過利潤を地代に転化して、その平均利潤の原理を貫徹せしめることになるのである。』<sup>19)</sup>

よって氏は、超過利潤が地代に転化することをもって平均利潤が成立したとし、平均利潤法則を「資本は平均利潤に制限されている」ととらえて、超過利潤が地代に転化する必然性を説いた先の理論を補強している。

以上が氏の差額地代論の概要である。氏の差額地代論は、土地所有論の第一段階として、資本主義的土地所有が形成する土台という意義を与えられていた。事実氏の差額地代論はここでまっすぐに資本主義的土地所有の創出を帰結する。氏は今まで明示的な形では超過利潤は自然の生産力であるから資本は取得できないとして、あるいは暗示的な形では資本は平均利潤を取得するだけであるとして、資本が超過利潤を取得できない所以を、資本の側の論理で証明することに力を注いできた。資本主義的土地所有は、資本が排出した超過利潤を受領するものとして、原理論の世界に登場する。

「資本は、土地によって代表される、制限せられ、独占せられうる自然力を生産手段として利用する場合、資本家同士の間では処理しえない超過利潤の発生を見ることになるのであって、先ずその処理のためにその生産様式に適応した土地所有を要請することになる。」<sup>20)</sup> (傍点引用者)

資本はもともと土地経営における超過利潤を取得できない。したがって超過利潤の受領者を資本は必要とする。ここに資本家的土地所有が登場する根拠がある。

宇野氏は、差額地代分析にもとづき見事に資本家的土地所有を設定したのである。

以上の論理的道筋を経て構成された宇野氏の土地所有論は、大内力・鈴木鴻一郎氏らの「地代と土地所有」研究に引き継がれ再生産されているものである。

例えば大内力氏。宇野氏と大内氏の間には、原始的蓄積期における土地私有

19) 宇野弘蔵『経済原論』岩波全書259, 1964年, 184ページ。なお本文では『新原論』と略称した。

20) 同上, 179ページ。

の成立の理論的意義を認めるか(宇野氏)、認めないか(大内氏)という違いがある。したがってまた両者の間には、土地所有そのものは地代論では前提されており、地代論では資本主義的土地所有の形成が説かれるのか(宇野氏)、地代論ではじめて土地所有自体の成立が説かれるのか(大内氏)というちがいがあ

る。しかし大内氏は、その土台となる差額地代論については宇野地代論に依拠する。すなわち、超過利潤の地代化および平均利潤法則に対する宇野氏特有の分析に依拠して土地所有が差額地代論から創出されざるを得ない必然性を論証する。

「資本はみずからの運動をつうじて利潤率を平均化しなければならないのであり、土地の自然的条件の差によってこの平均化が資本みずからの力では達成できなくなるばあいには、この超過利潤を第三者に引渡すことによってそれを達成する必然性をもつ。そこに土地所有が資本によって必然的に指定される根拠があるのである。」<sup>21)</sup> (傍点引用者)

鈴木鴻一郎氏も同じく。

「資本は自己の形態の原理を一貫させ、平均利潤形成の機構を完成させるためには、この超過利潤部分を資本の外部に排除し、このことによって同時に、資本による生産手段の所有から自然力の所有を資本にとって外的な所有として分化せしめざるをえないわけである。」<sup>22)</sup>

見られる通り、宇野氏によって論定され大内・鈴木氏らによって再生産された土地所有論は地代論に規定されたものとして構成されている。

最初に次のようなことを述べた。——宇野氏の土地所有論を検討する場合、まず地代論を見る必要がある。もしその地代論に疑問の余地がないものであれば資本主義的土地所有は無事に創出される。もし地代論が誤っておれば、資本主義的土地所有は登場の場を持たなくなる、と。氏の立論の跡をふりかえればほぼその意味はわかるであろう。

21) 大内力『地代と土地所有』東京大学出版会、1958年、168ページ。

22) 鈴木鴻一郎『経済学原理論(下)』東京大学出版会、1962年、315ページ。

そこで次に、資本主義的土地所有析出の要をなすこの氏の差額地代論を検討する。

### 3 宇野氏差額地代論の検討

ここでは、宇野氏の差額地代論を検討することが課題である。しかし、1で「総論」に分析を加え、その上で2で同じく「総論」に依る宇野氏の差額地代論をとりあげたことからすれば、氏の差額地代論の問題はすでに漠然とではあるが示されていたとも言える。

そこで3では、1および2における展開を前提として、氏の差額地代論の問題性を簡単に指摘するにとどめる。

#### a 資本主義における地代の性格規定について。

資本主義においては資本が生産の排他的支配権をにぎり平均利潤法則が成立している。したがって資本主義における地代は平均利潤をこえる超過分（超過利潤）に制限されている。この地代分析にあたって不可欠の前提とも言うべき枢要の論点は、氏にあっては全く欠落している。それどころか、宇野氏において暗示的に、大内・鈴木氏において明示的にあらわれたように、氏らにあっては地代は、平均利潤をこえる超過分に制限されているのではなく、むしろ逆に、資本の方が資本の取得分を平均利潤に制限するからこそ地代は生じるのだと理解されている。

#### b 土地経営における超過利潤について。

氏によれば、土地経営における超過利潤は、一つには土地が制限されていて資本が自由にできないから、また一つには自然の生産力から生じるものであった。しかし——1の分析ですでに明らかなように——土地の制限性は直ちに資本の自由な利用を排除するものではない。むしろ資本が土地を占有することができる自然的条件をなす。また氏の、資本ではなく自然の生産力によって超過利潤が生じるという論点は、土地自然の制限性という第一の論点と結びつけて言われている。しかし土地経営における超過利潤を自然に依るものとは單純に規定できない。土地の制限性は、資本の土地占有の自然的条件である。したが

って資本の土地占有が成立する、そのように土地占有が資本によって行なわれているところでは、氏が資本ではなく自然の生産力と言う土地自然力はすでに資本の生産力に転化しているのである。土地自然力が資本の生産力に転化しているからこそ、資本は一般的生産価格以下の水準で個別的生産価格を設定し、超過利潤を取得する。氏の差額地代論は、「資本」と「土地自然」を短絡的に結びつけて構成されたものである。第一に、土地自然の制限性は、資本の土地占有を可能にする自然的条件にすぎないこと。第二に、土地自然はそのままでは超過利潤を生み出すものではなく、土地自然が——資本による土地占有を媒介にして——資本の生産力に転化すること。自明のことに属するこの二つの論点は、氏にあっては完全に欠落している。

c 超過利潤の地代への転化について。

超過利潤が地代に転化する条件について、資本家に対する土地所有者による地代支払要請という契機は欠落している。しかしこの点は、氏の地代論では当然のことである。転化条件については、この点を問わないとしても未だ問題は残る。氏は転化条件を主要には二つあげた。一つは、制限された自然力による超過利潤は取得できない。他の一つは、資本は平均利潤しか取得できない。この二つである。ここで特徴的なことは、氏にあっては、資本の利潤、資本が第一次的に取得する利潤に対する制限を言い、地代への転化を説くにあたり、資本に対する制限は、地代（あるいは労賃）が利潤に加える制限という意味ではないことである。氏においては、利潤に対する制限は、もっぱら資本が資本に対して加える自己規制という意味で使われている。このようにして資本が自発的に自己の外部に押し出すものとして超過利潤は地代に転化する。

以上、1、2を前提として簡単に氏の差額地代論の諸問題を見てきた。この簡単な検討によっても氏が資本主義的土地所有の土台とした差額地代論は土台とはならないことは明らかである。以下の諸論点、すなわち、資本主義における地代は平均利潤によって制限されていること、資本は土地が制限されていることを条件にして土地を占有していること、土地自然力は土地の占有を媒介に

して資本の生産力に転化していること、これらの論点をくみこんで氏の差額地代論を再構成すれば、そこには資本主義的土地所有がよって立つ足場はもはや失なわれているのである。

以上Ⅱにおいては、宇野氏の資本主義的土地所有形成論の土台部分にあたる氏の差額地代に焦点をあわせ、『資本論』の落流地代の分析をくみこんで検討してきた。それでは、最後に、この差額地代論によって第一段階をしるした氏の土地所有論で、氏は資本主義における土地所有をいかなるものとして描き出しているかを見よう。

### III 宇野氏の土地所有論（第一段階）の基本的性格

宇野氏の土地所有論の枠組みを整理した所で述べたように、氏の土地所有論の一つの特徴は、土地所有を資本主義と密接な関連をもつものとして描き出すことであった。この特徴は、土地所有論の第一段階では、資本との直接的関連を示すという形で明瞭にあらわれている。すなわち第一段階では、土地所有は資本の法則（但し宇野氏が論定した法則）の不可欠の補完者として登場している。資本は土地自然による、また平均利潤をこえる超過利潤は資本の側の論理として資本の外に排出せざるをえない、という氏の論理を想起すれば明らかである。そして、資本が排出せざるをえない超過利潤の受領者として土地所有が設定されたのであるから、土地所有は資本が存続する限り資本にとってなくてはならないものとしてとらえられることになる。

さらに氏の超過利潤論をちがう角度から見なおそう。氏によれば地代は、資本の論理として生じるものである。つまり土地所有者の資本家に対する地代支払要請がなくても生じるものである。とすればここには資本と土地所有の非常に居心地がよい姿が描き出されたことになる。すなわち資本は超過利潤は自ら放棄するものであった。したがって資本家は、自らの内に「禁欲の論理」をもつ人格者として描き出される。また土地所有者は、地代取得のみに専心する寄生階級としてではなく、地代を取得することでもって資本家を助ける資本の

「永遠の良きパートナー」として描き出される。

ここで氏の原理論構築にかけた意図を思い出してみよう。『資本論』を原理論として再構成するにあたっての、氏の意図の一つは資本主義の生成・発展・消滅という論理をぬき去り、「その法則を永久的に繰り返すものとして展開」<sup>23)</sup>することにあった。氏の土地所有論の第一段階は、この「永久的再生産の論理」の土地所有論レベルにおける「見事」な具体化である。もしも、土地所有者と資本家との階級的対立関係がもちこまれるならば、資本の永遠の運動という神話は崩壊することになる。ここに、氏は、資本主義における土地所有を、資本の法則の補完者として、また資本の永遠のパートナーとして描き出すことにより、資本主義の永久の再生産の論理としての原理論、その一分野として土地所有を位置づけることに成功したのである。

以上が、宇野氏の土地所有論（第一段階）の基本的性格である。

### お わ り に

以上、宇野弘蔵氏の土地所有論の第一段階を検討した。それはとりわけ、氏が土地所有論の土台にすえた差額地代論に主要な対象をすえ、氏の土地所有のとらえ方については最後に簡単にふれたにすぎない。いちいち繰り返さないが、氏の土地所有論は、その土台となる差額地代論において、差額地代論から生みだされた資本家の土地所有論において、種々問題を含むものであることは明らかにした。

しかし、宇野氏の土地所有論の枠組みからすれば、本稿でとりあげたのは、そのごく一部、すなわち第一段階にすぎない。したがって、進んで第二・第三段階の検討を待つものとなっている。またその後には、マルクス土地所有論の検討という本来の課題も待っている。

その意味では限界の上に限界を重ねた、ごく限られた範囲での論稿にすぎない。

(1976. 7. 2)

23) 前出『経済学方法論』62ページ。